議案第５号

水戸市学校運営協議会規則

（趣旨）

第１条　この規則は，地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の６第１項の規定に基づき設置する学校運営協議会の組織及び運営について，必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　水戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は，法第47条の６第１項の規定に基づき，水戸市立小学校，水戸市立中学校又は水戸市立義務教育学校（以下「市立小学校等」という。）が所在する地域の住民，市立小学校等に在籍する児童又は生徒の保護者その他の関係者の市立小学校等の運営への参画，支援及び協力の促進により，市立小学校等とこれらの者との間の信頼関係を深め，市立小学校等の運営の改善及び児童生徒の健全育成を図るため，市立小学校等ごとに，学校運営協議会を置く。ただし，水戸市立学校管理規則（昭和55年水戸市教育委員会規則第13号）第１条の３第１項に規定する小中一貫型小中学校（以下「小中一貫型小中学校」という。）の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合は，当該小中一貫型小中学校について，一の学校運営協議会を置くことができる。

２　教育委員会は，学校運営協議会の設置に当たっては，学校運営協議会を設置しようとする市立小学校等の校長から意見を聴くものとする。

（所掌事項）

第３条　学校運営協議会は，対象学校（当該学校運営協議会が，その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する市立小学校等をいう。以下同じ。）に係る次の各号に掲げる事項を所掌する。

(1) 法第47条の６第４項の承認に関すること。

(2) 法第47条の６第５項の規定に基づく情報の提供に関すること。

(3) 法第47条の６第６項の規定に基づく意見の申出に関すること。

(4) 対象学校の運営状況の評価に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか，対象学校の運営及び当該運営への必要な支援について当該学校運営協議会が必要と認める事項に関すること。

（組織）

第４条　学校運営協議会は，次の各号に掲げる者のうちから，教育委員会が委嘱し，又は任命する12人以内（小中一貫型小中学校について，一の学校運営協議会を設置する場合にあっては，１校当たり12人以内とする。）の委員をもって組織する。

(1) 対象学校の所在する地域の住民

(2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 対象学校の校長その他の教職員

(5) 学識経験者

(6) 前各号に掲げるもののほか，教育委員会が必要と認める者

２　教育委員会は，委員の委嘱又は任命について，対象学校の校長から意見を聴くものとする。

３　教育委員会は，委員に欠員が生じた場合は，速やかに新たな委員を委嘱し，又は任命するものとする。

（任期）

第５条　委員の任期は，委嘱又は任命の日から当該委嘱又は任命の日の属する年度の翌年度の末日まで

とする。ただし，前条第３項の規定により委嘱し，又は任命された委員の任期は，前任者の残任期間とする。

２　委員の再任の回数は，１回を限度とする。ただし，やむを得ない事由により再任の必要があると教育委員会が認める場合は，この限りでない。

（服務）

第６条　委員は，職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も，また，同様とする。

２　委員は，法令等を遵守しなければならない。

３　委員は，その職の信用を傷つけ，又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

４　前３項に定めるもののほか，委員は，学校運営協議会及び対象学校の運営に著しく支障を及ぼす行為をしてはならない。

（会長及び副会長）

第７条　学校運営協議会に，委員の互選により会長及び副会長を置く。

２　会長は，学校運営協議会の会務を総理する。

３　副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるとき，又は会長が欠けたときは，その職務を代理する。

（会議）

第８条　学校運営協議会の会議は，会長（会長が置かれる前にあっては，対象学校の校長。第５項において同じ。）が招集し，会長は，会議の議長となる。

２　会議は，委員の２分の１以上の出席がなければ開くことができない。

３　会議の議事は，出席委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，会長の決するところによる。

４　会議は，公開とする。ただし，会議を公表することにより公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認める場合その他学校運営協議会が特に非公開とすべき事由があると認める場合は，この限りでない。

５　会長は，会議の日時，場所その他の事項をインターネットの利用その他教育委員会が適当と認める方法により，あらかじめ公表するものとする。

６　傍聴人は，会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

（委員の解任）

第９条　教育委員会は，次の各号のいずれかに該当する場合は，委員を解任することができる。

(1) 本人から辞任の申出があったとき。

(2) 第６条各項の規定に違反したとき。

(3) 前２号に掲げるもののほか，解任すべき事由があると認められるとき。

（庶務）

第10条　学校運営協議会の庶務は，対象学校（小中一貫型小中学校に一の学校運営協議会を設置する場合にあっては，当該対象学校の協議により定める対象学校）において行う。

（学校の運営に関する基本的な方針の承認）

第11条　法第47条の６第４項に規定する教育委員会規則で定める事項は，次の各号に掲げる事項とする。

(1) 教育目標及び学校経営計画に関すること。

(2) 教育課程の編成に関すること。

(3) 前２号に掲げるもののほか，教育委員会又は対象学校の校長が必要と認める事項に関すること。

２　対象学校の校長は，法第47条の６第４項の規定により承認された基本的な方針に従い当該対象学校の運営を行うものとする。

（学校の運営等に関する協議の結果に関する情報提供）

第12条　学校運営協議会は，法第47条の６第５項の規定に基づき，対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を対象学校の所在する地域の住民，対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者その他の関係者に提供するものとする。

（学校の運営に関する意見の申出）

第13条　学校運営協議会は，法第47条の６第６項に規定する事項について，教育委員会又は対象学校の校長に対して，意見を述べることができる。

２　学校運営協議会は，前項の規定により教育委員会に意見を述べるときは，対象学校の校長を経由して行わなければならない。

（学校の運営状況に関する評価）

第14条　学校運営協議会は，第３条第４号に規定する評価を，毎年度１回以上行うものとする。

（学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置）

第15条　教育委員会は，学校運営協議会の運営状況について的確な把握を行い，必要に応じて指導及び助言を行うとともに，学校運営協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ，又は生ずるおそれがあると認められる場合には，当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。

（学校運営協議会に対する情報の提供）

第16条　教育委員会及び対象学校の校長は，学校運営協議会に対し，その効率的かつ効果的な運営に資する情報の提供に努めなければならない。

（補則）

第17条　この規則に定めるもののほか，必要な事項は，別に定める。

付　則

（施行期日）

１　この規則は，平成31年４月１日から施行する。

（水戸市立学校管理規則の一部改正）

２　水戸市立学校管理規則（昭和 55 年水戸市教育委員会規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

第21条の３を削る。

平成 31 年２月 19 日提出

水戸市教育委員会教育長　　本　多　清　峰

参考資料

新旧対照表

教育委員会総合教育研究所

現　行	改正案
付則第２項の改正 水戸市立学校管理規則 (学校評議員) 第21条の３　学校(教育委員会が別に指定する学校を除く。)に，学校評議員を置く。 ２　学校評議員は，校長の求めに応じて，次の各号に掲げる事項について意見を述べるものとする。 (1) 教育目標及び計画並びに教育活動の実施に関すること。 (2) 学校と地域との連携に関すること。 (3) 前２号に掲げるもののほか，学校運営に関し，校長が必要と認める事項に関すること。 ３　学校評議員は，一の学校につき５人以内とし，校長の推薦に基づき教育委員会が委嘱する。 ４　学校評議員の任期は，１年とする。ただし，補欠により委嘱された学校評議員の任期は，前任者の残任期間とする。 ５　学校評議員は，これを再任することができる。ただし，引き続き３年を超えることはできない。 ６　学校評議員は，職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も，また，同様とする。 ７　前各項に定めるもののほか，学校評議員について必要な事項は，別に定める。	付則第２項の改正 水戸市立学校管理規則 （削除）

水戸市学校運営協議会規則　参照条文

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

第47条の６　教育委員会は，教育委員会規則で定めるところにより，その所管に属する学校ごとに，当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として，学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし，二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には，二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。

２　学校運営協議会の委員は，次に掲げる者について，教育委員会が任命する。

一　対象学校（当該学校運営協議会が，その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。）の所在する地域の住民

二　対象学校に在籍する生徒，児童又は幼児の保護者

三　社会教育法（昭和24年法律第207号）第９条の７第１項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者

四　その他当該教育委員会が必要と認める者

３　対象学校の校長は，前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。

４　対象学校の校長は，当該対象学校の運営に関して，教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し，当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。

５　学校運営協議会は，前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し，対象学校の所在する地域の住民，対象学校に在籍する生徒，児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに，対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため，対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

６　学校運営協議会は，対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について，教育委員会又は校長に対して，意見を述べることができる。

７　学校運営協議会は，対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について，当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において，当該職員が県費負担教職員（第55条第１項又は第61条第１項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは，市町村委員会を経由するものとする。

８　対象学校の職員の任命権者は，当該職員の任用に当たっては，前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。

９　教育委員会は，学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより，対象学校の運営に現に支障が生じ，又は生ずるおそれがあると認められる場合においては，当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。

１０　学校運営協議会の委員の任免の手続及び任期，学校運営協議会の議事の手続その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については，教育委員会規則で定める。

＜参考資料＞

学校運営協議会制度の導入について

○　平成31年４月からは，これまでの取組を更に進め，保護者や地域の方々の学校運営への参画の機会を生かす「学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）」を水戸市立小・中・義務教育学校の全校で導入予定。
○　学校の教育目標や目指すべき児童生徒像，学校経営の方向性等について熟議し，学校と家庭・地域の協働体制を構築。

※　コミュニティ・スクールとは，学校及び保護者，地域の関係者からなる「学校運営協議会」を設置した学校。
※　平成29年４月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正に伴い，学校運営協議会の設置が，これまでの任意から努力義務へ変更。

＜今まで＞

学校評議員

・　校長の求めに応じて，個人としての立場で学校運営に対して意見する。
　※　合議体ではない。
・　学校運営に関する直接の関与はない。

学校関係者評価委員

・　教育活動の観察等を通して学校の教職員が行う自己評価について評価する。

「開かれた学校」から「地域とともにある学校」へ

＜これから＞

学校運営協議会

・　学校の課題や目標を共有した上で，合議体を形成し，学校運営に参画する。
　※　合議体…複数の委員の合議によってその意思を決定する組織体

・　計画段階から参画し，評価や改善まで，委員が当事者意識をもって協議する。

＜学校運営協議会の主な役割＞

・　校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。
・　学校運営に関して，教育委員会又は校長に意見を述べることができる。
・　学校の運営状況等について評価を行う。
・　学校と地域住民等との相互理解に努める。

＜導入後の流れ（予定）＞

平成31年４月　　学校運営協議会制度の導入

平成31年４月～　「第１回学校運営協議会」
１学期中に実施　・　委員の委嘱
　　・　学校運営基本方針の承認

平成31年４月～
・　学校の教育活動についての支援，参画
・　学校，家庭，地域の課題解決への協議
・　学校評価についての協議等を年３回程度実施する見込み

＜学校運営協議会の委員＞

（１）人　数　　12人以内とし，地域の実情に応じ，校長の推薦により市教育委員会が委嘱，又は任命する
（２）構　成　　通学区域内の住民，保護者，学校関係者，学識経験者等
（３）身　分　　地方公務員法第３条第３項第２号に規定する非常勤特別職
（４）任　期　　２年

議案第６号

水戸市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則

水戸市立幼稚園管理規則（昭和 55 年水戸市教育委員会規則第 14 号）の一部を次のように改正する。

第７条の次に次の１条を加える。

（幼稚園評議員）

第７条の２　幼稚園に，幼稚園評議員を置く。

２　幼稚園評議員は，園長の求めに応じて，次の各号に掲げる事項について意見を述べるものとする。

(1) 教育目標及び計画並びに教育活動の実施に関すること。

(2) 幼稚園と地域との連携に関すること。

(3) 前２号に掲げるもののほか，幼稚園運営に関し，園長が必要と認める事項に関すること。

３　幼稚園評議員は，一の幼稚園につき３人以内とし，園長の推薦に基づき教育委員会が委嘱する。

４　幼稚園評議員の任期は，１年とする。ただし，補欠により委嘱された幼稚園評議員の任期は，前任者の残任期間とする。

５　幼稚園評議員は，これを再任することができる。ただし，引き続き３年を超えることはできない。

６　幼稚園評議員は，職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も，また，同様とする。

７　前各項に定めるもののほか，幼稚園評議員について必要な事項は，別に定める。

第 13 条中「，第 21 条の３」及び「，「５人以内」とあるのは「３人以内」と」を削る。

付　則

この規則は，平成 31 年４月１日から施行する。

平成 31 年２月 19 日提出

水戸市教育委員会教育長　　本　多　清　峰

新旧対照表

水戸市教育委員会事務局教育部幼児教育課

現行	改正（案）
（新設）	（幼稚園評議員） 第７条の２　幼稚園に，幼稚園評議員を置く。 ２　幼稚園評議員は，園長の求めに応じて，次の各号に掲げる事項について意見を述べるものとする。 (1) 教育目標及び計画並びに教育活動の実施に関すること。 (2) 幼稚園と地域との連携に関すること。 (3) 前２号に掲げるもののほか，幼稚園運営に関し，園長が必要と認める事項に関すること。 ３　幼稚園評議員は，一の幼稚園につき３人以内とし，園長の推薦に基づき教育委員会が委嘱する。 ４　幼稚園評議員の任期は，１年とする。ただし，補欠により委嘱された幼稚園評議員の任期は，前任者の残任期間とする。 ５　幼稚園評議員は，これを再任することができる。ただし，引き続き３年を超えることはできない。 ６　幼稚園評議員は，職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も，また，同様とする。 ７　前各項に定めるもののほか，幼稚園評議員について必要な事項は，別に定める。
（準用） 第13条　この規則に定めるもののほか，幼稚園の管理及び運営に関し必要な事項は，水戸市立学校管理規則（昭和55年水戸市教育委員会	（準用） 第13条　この規則に定めるもののほか，幼稚園の管理及び運営に関し必要な事項は，水戸市立学校管理規則（昭和55年水戸市教育委員会

規則第13号）第２条から第４条まで，第６条，第21条の２，第21条の３及び第24条から第35条までの規定並びに水戸市立学校処務規程（昭和35年水戸市教育委員会訓令第２号）第２条から第９条まで及び第11条から第16条までの規定を準用する。この場合において「学校」とあるのは「幼稚園」と，「校長」とあるのは「園長」と，「５人以内」とあるのは「３人以内」と，「児童，生徒」とあるのは「幼児」と読み替えるものとする。	規則第13号）第２条から第４条まで，第６条，第21条の２及び第24条から第35条までの規定並びに水戸市立学校処務規程（昭和35年水戸市教育委員会訓令第２号）第２条から第９条まで及び第11条から第16条までの規定を準用する。この場合において「学校」とあるのは「幼稚園」と，「校長」とあるのは「園長」と，「児童，生徒」とあるのは「幼児」と読み替えるものとする。 付　則 この規則は，平成31年４月１日から施行する。

次回以降の教育委員会会議等日程（案）

平成31年２月19日現在

区　分	日　時	場　所	備　考
第１回教育委員会臨時会	**平成31年３月14日(木) 午後５時から**	**総合教育研究所 研究室５・６**	**日時が決定し，場所が変更になりました。**
第２回教育委員会臨時会	平成31年３月下旬	水戸市役所　３階 教育長室	
平成30年度末教職員辞令交付式	平成31年３月29日（金） 午後３時から	総合教育研究所 視聴覚ホール	
平成31年度始め教職員辞令交付式	平成31年４月１日（月） 午後１時30分から	総合教育研究所 視聴覚ホール	
第４回教育委員会定例会	平成31年４月12日（金） 午後５時から	水戸市役所　３階 教育委員会室	
校長会・教頭会合同歓送迎会	平成31年４月12日（金） 午後６時から	水戸京成ホテル 瑠璃の間	
第５回教育委員会定例会	平成31年４月25日（木） 午後５時から	水戸市役所　３階 教育委員会室	終了後，むつみ会歓送迎会になります。
第６回教育委員会定例会	**平成31年５月21日（火） 午後５時から**	**水戸市役所　３階 教育委員会室**	

※ゴシック体は，追加日程です。